

OECD「第1の柱／利益B」に関する最新ガイダンスの解説

2024年7月
第4号

摘要

2024年6月17日、経済協力開発機構(以下、「OECD」)は、主要20か国・地域の税源浸食と利益移転に関する包摂的枠組み(以下、「BEPS包摂的枠組み」)において、「第1の柱／利益B」(Pillar 1 - Amount B)に関する最新の追加ガイダンス(以下、「追加ガイダンス」)を公表しました。今回公表された追加ガイダンスは、2024年2月に公表された利益Bに関する報告書(以下、「利益B最終報告書」)を補完するものです(利益B最終報告書に関する情報は、「[国際税務ニュースフラッシュ](#)中国語版2024年第3号」をご参照ください)。本稿では、本追加ガイダンスに追加された以下の主要な2つのポイントについて解説いたします。

追加ガイダンス	標題	要点	中国への適用
①	「第1の柱／利益B」利益B最終報告書第5.2項及び第5.3項に係る適格国・地域(以下、「適格国・地域」)に関する定義	第5.2項及び第5.3項における利益Bの簡素化アプローチで計算された利益率に所定の調整を加えることのできる適格国・地域リストが明示されました。これらの定義が「OECD移転価格ガイドライン」に組み込まれました。	中国は第5.2項の適格国・地域には含まれていますが、第5.3項の適格国・地域には含まれていません。
②	政治的コミットメントの対象となる国・地域の定義	BEPS包摂的枠組みの加盟国は、二重課税を排除するために、国内法および徴収管理における実務上の要件を満たすことを前提として、適格国・地域における利益Bの適用結果を尊重することを政治的に約束(コミットメント)しています。これは、適格国・地域で利益Bが適用される場合、その適格国・地域と二国間租税条約を締結している国・地域が利益Bの計算結果に基づき二重課税を排除するための合理的な措置を講じることを政治的に約束するものです。	中国はBEPS包摂的枠組みの加盟国ではありますが、政治的コミットメントの対象国・地域ではありません。

詳細

追加ガイダンス①:「第 1 の柱／利益 B」利益 B 最終報告書第 5.2 項、第 5.3 項に係る適格国の定義

• 利益 B 最終報告書第 5.2 項(利益 B の価格設定 — 営業費用のクロスチェック)

利益 B 最終報告書には、営業費用クロスチェックにおける標準の上限値・下限値および適格国・地域に適用される上限値・下限値が示されており、後者の上限値は前者よりも高く設定されています。適格国・地域とは、低所得(low income)、低中所得(lower-middle income)、高中所得(upper-middle income)に分類される国・地域を指します。所得分類は世界銀行が公表している基準を参照して決定されます。

• 利益 B 最終報告書第 5.3 項(利益 B の算定 — 適格国・地域のデータ入手可能性メカニズム)

マーケティング・販売活動に従事する比較対象企業から構成されるグローバル・データセットに比較対象となるサンプル(比較対象企業)がない国・地域について、利益 B 最終報告書では、その国・地域のソブリン信用格付に基づき、適用される営業利益率を調整するとしています。適格国・地域とは、長期ソブリン格付が BBB+以下、且つグローバル・データセットにおける比較対象企業が 5 社未満の国・地域を指します。但し、EU 諸国はこれに含まれません。また、長期ソブリン格付がなく、グローバル・データセットにおける比較対象企業が 5 社未満であり、世界銀行が公表している低所得、低中所得、高中所得の基準を満たす国も適格国とみなされます。

OECD が 5 年ごとに更新する適格国・地域リストについては、OECD 公式サイトにて追加ガイドラインをご参照ください。

注目すべき点として、中国は第 5.2 項の適格国には含まれていますが、第 5.3 項の適格国には含まれていません。

追加ガイダンス①では、上記 2 つのリストに掲載されている適格国・地域について、その国・地域において利益 B を現地で法制化する義務がある、或いは法制化する予定があることを意味するものではないことが明記されています。

追加ガイダンス②: 政治的コミットメントの対象となる国・地域の定義

BEPS 包摂的枠組みの加盟国は二重課税を排除するために、国内法および徴収管理実務上の要件を満たすことを前提に、適格国・地域における利益 B の適用結果を尊重することを政治的に約束(コミットメント)しています。これは、適格国・地域で利益 B が適用される場合、その適格国・地域と二国間租税条約を締結している国・地域が利益 B の計算結果に基づき二重課税を排除するための合理的な措置を講じることを政治的に約束するものです。

政治的コミットメントの対象となる国・地域(以下、「対象国・地域」)のリストは OECD の公式ウェブサイトで公表されており、また、BEPS 包摂的枠組みは 5 年ごとに対象国・地域のリストを見直します。

アゼルバイジャン	シエラレオネ	ブラジル
アルゼンチン	ジブチ	ブルキナファソ
アルバニア	ジャマイカ	ベトナム
アルメニア	ジョージア	ベナン
アンゴラ	スリランカ	ベラルーシ
ウクライナ	セネガル	ベリーズ
ウズベキスタン	セルビア	ペルー
エジプト	セントビンセント・グレナディーン	ボスニア・ヘルツェゴビナ
エスワティニ	セントルシア	ボツワナ
カザフスタン	タイ	ホンジュラス
ガボン	チュニジア	マレーシア
カメルーン	トーゴ	南アフリカ
カメルーン	ドミニカ共和国	メキシコ
北マケドニア	ドミニカ国	モーリシャス
グレナダ	ナイジェリア	モーリタニア
ケニア	ナミビア	モルディブ
コートジボワール	ハイチ	モルドバ
コスタリカ	パキスタン	モロッコ
コンゴ共和国	パプアニューギニア	モンゴル
コンゴ民主共和国	パラグアイ	モンテネグロ
サモア	フィジー	ヨルダン
ザンビア	フィリピン	リベリア

対象国・地域は、利益 B を現地で法制化する義務がある、または法制化する予定があるわけではない点に留意が必要です。なお、中国は BEPS 包摂的枠組みの加盟国ではありませんが、対象国・地域ではありません。

例えば、中国企業が対象国・地域に所在する販売会社との間で製品の売買取引を行う場合、以下の事項に留意する必要があります。

- 現地の販売会社は、利益 B の「基礎的な適格販売会社 (eligible baseline distributors)」としての基準を満たしているか
- 当該売買取引は、利益 B の適格取引の基準を満たしているか
- 当該の対象国・地域は、現地で利益 B を法制化しているか
- 中国は、BEPS 包摂的枠組みの加盟国であるものの、中国企業と販売会社との取引について、利益 B の計算に基づく二重課税を排除するための合理的な措置を講じるか

まとめ

追加ガイドラインによる中国への影響は、主に以下が考えられます。

- 中国は追加ガイダンス①の第 5.2 項における適格国・地域に該当しますが、第 5.2 項は、利益 B の簡素・合理化アプローチを適用して計算された利益率についてさらに営業費用のクロスチェックを行うとするものであるため、中国が利益 B を適用しない場合には第 5.2 項による重大な影響は受けないと考えます。
- 中国は BEPS 包摂的枠組みの加盟国ですが、他の国・地域が利益 B を適用する場合に、利益 B の計算に基づく二重課税を排除するための合理的な措置を講じるかについては、今後引き続き注視していく必要があります。
- 中国国外に進出する中国企業は、第 2 の柱 (Pillar 2) の影響を注視するだけでなく、上記の対象国・地域で設立された販売会社について、現地での第 1 の柱／利益 B に関する法制化の動向を注視し、利益 B の適用可能性の分析を行うことが推奨されます。その分析内容として、グループ内で実施するマーケティング・販売活動の取決めの見直し、利益 B の影響を受ける可能性がある会社または事業の特定、および財務データを踏まえた上での現在の対象取引または事業体の利益水準および利益 B 価格決定マトリクスによる目標利益率との比較によるリスクエクスポージャーの評価があります。
- 中国における移転価格の実務上、既に一部の税務局が移転価格調査や事前確認制度 (APA) の審査において利益 B の適用可能性に関する検討を行っています。但し、利益 B の適用が独立企業原則に合致するかについては結論が出ておらず、各地の税務局の間でも見解が分かれています。

注釈

1. 2024 年 5 月現在で、OECD/G20 の「税源浸食と利益移転に関する包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS) の加盟国は計 147 国・地域におよび、中国も加盟国の一つです。
2. 追加ガイダンス②の政治的コミットメントの対象国・地域の決定に係る基準は以下の通りです。
 - (1) BEPS 包摂的枠組み加盟国のうち、「世界銀行グループによる所得水準別国分類」に基づく低・中所得 (Low- and middle-income) の国・地域 (EU、OECD、G20 の加盟国を除く)
 - (2) OECD 加盟国、G20 加盟国のうち、上記(1)を満たし、かつ利益 B を適用する旨の意思表示を 2024 年 3 月までに BEPS 包摂的枠組みに対して行った低・中所得の国・地域 (これによりアルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、メキシコ、南アフリカに対象範囲が拡大された)
 - (3) BEPS 包摂的枠組みに加盟していない国・地域であり、上記(1)を満たし、かつ利益 B を適用する旨の意思表示を BEPS 包摂的枠組みに対して行った国・地域

中国は G20 加盟国であり低・中所得の国・地域に該当しますが、政治的コミットメントの対象範囲には含まれておらず、利益 B を適用する旨の意思表示を 2024 年 3 月までに BEPS 包摂的枠組みに対して行っていません。

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響等についてご質問等ございましたら、PwC 中国の移転価格サービスチームまでご連絡ください。

中国本土

原遵華

+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

秦文超

+86 (21) 2323 2136
vincent.w.qin@cn.pwc.com

龔梅

+86 (21) 2323 3667
mei.gong@cn.pwc.com

唐恩亮

+86 (21) 2323 3756
paul.tang@cn.pwc.com

陳信克

+86 (21) 2323 1329
thinker.x.chen@cn.pwc.com

殷小麗

+86 (21) 2323 1108
jessica.yin@cn.pwc.co

辺疆

+86 (21) 2323 3149
john.bian@cn.pwc.com

鐘司亮

+86 (21) 2323 3393
silina.s.zhong@cn.pwc.com

孫衍

+86 (21) 2323 2435
kenny.sun@cn.pwc.com

馬佳寧

+86 (21) 2323 8284
jenny.ma@cn.pwc.com

蘇添

+86 (512) 6273 1840
steven.su@cn.pwc.com

韓濤

+86 (898) 6860 8830
tao.han@cn.pwc.com

楊鋒

+86 (10) 6533 3042
f.yang@cn.pwc.com

閔明

+86 (10) 6533 3638
jason.m.yan@cn.pwc.com

樂瑩

+86 (10) 6533 3087
ying.yue@cn.pwc.com

段雲譯

+86 (10) 6533 3687
tony.yy.duan@cn.pwc.com

邱雅君

+86 (10) 6533 2805
winnie.di@cn.pwc.com

蔡凌江

+86 (20) 3819 2380
kevin.lk.tsoi@cn.pwc.com

利浩智

+86 (20) 3819 2170
vincent.li@cn.pwc.com

劉啓源

+86 (755) 8261 8366
rhett.k.liu@cn.pwc.com

李瑋嘉

+86 (755) 8261 8232
marc.li@cn.pwc.com

項南

+86 (755) 8261 8701
alex.xiang@cn.pwc.com

毛偉

+86 (755) 8261 8202
sam.w.mao@cn.pwc.com

趙涵棟

+86 (571) 2807 6390
donny.zhao@cn.pwc.com

趙鴻

+86 (29) 8469 2661
jackie.zhao@cn.pwc.com

徐聞

+86 (28) 6291 2018
william.xu@cn.pwc.com

朱輝平

+86 (512) 6273 1917
henry.hp.zhu@cn.pwc.com

王雪霏

+86 (10) 6533 3263
eva.wang@cn.pwc.com

梅靜

+86 (21) 2323 8481
joyce.mei@cn.pwc.com

黃一鳴

+86 (20) 3819 2664
cherry.ym.huang@cn.pwc.com

香港

李筱筠

+852 2289 5690
cecilia.sk.lee@hk.pwc.com

吳慕荷

+852 2289 3662
tiffany.m.wu@hk.pwc.com

潘咏之

+852 2289 5675
wengee.w.poon@hk.pwc.com

Peter Brewin
+852 2289 3650
p.brewin@hk.pwc.com

謝文憲
+852 2289 3508
ali.mh.tse@hk.pwc.com

PwC 中国移転価格サービスチームは中国において経済、会計、法律、プロジェクト管理などの幅広い専門知識を有し、様々な業界に精通した約 300 名の移転価格専門プロフェッショナルスタッフを擁しています。当事務所のチームは、移転価格コンプライアンス要件を遵守し、税務調査に迅速に対応し、税務当局との紛争を解決し、税務調整リスクを最小限に抑えるための効率的な税務スキームの構築に向けてクライアントを支援することに日々取り組んでいます。PwC はまた、世界 100 か国以上に 4,000 人以上の移転価格の専門家を擁し、グローバルな移転価格の専門知識をクライアントに提供しています。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本稿において、「中国」または「中国大陸」とは、中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前には、PwC クライアントサービスチームまで御社の状況に応じたアドバイスをお求めください。本稿の内容は2024年7月5日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港特别行政区の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特别行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍
電話: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

最新のビジネス上の課題に関する実務に即した知見とソリューションは、弊社の中国ウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)または香港ウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2024 PwC. 著作権所有。普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。PwC とは、PwC ネットワークの中国メンバーファームを指し、場合によって PwC ネットワークを指すこともあります。詳細は右記 URL をご参照ください www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれに独立した事業体であり、他のメンバーファームの作為または不作為について責任を負いません。

解读经合组织发布的《支柱一 - 金额 B》最新指南

二零二四年七月
第四期

摘要

经济合作与发展组织（以下简称：“经合组织”）/二十国集团（以下简称：“G20”）税基侵蚀及利润转移包容性框架（以下简称：“包容性框架”）于 2024 年 6 月 17 日发布了支柱一金额 B 报告的最新指南（以下简称：“最新指南”）。此次发布的最新指南是对 2024 年 2 月发布的金额 B 报告的补充（关于金额 B 报告的相关信息请参阅《国际税务新知》2024 年第三期）。这些补充主要体现在两个方面：

	标题	核心内容	对于中国的适用性
最新指南部分一	对经合组织/G20支柱一金额 B 最终报告第 5.2 章节和第 5.3 章节所涉及的符合条件的税收管辖区（以下简称：辖区）进行定义	明确了第 5.2 章节和第 5.3 章节中针对金额 B 简化方法计算的回报再进行调整的适用辖区。这些定义已纳入至《经合组织转让定价指南》中。	中国属于第 5.2 章节中符合条件的辖区，但不属于第 5.3 章节中符合条件的辖区
最新指南部分二	对政治承诺范围内所涵盖的辖区进行定义	包容性框架成员做出政治承诺，在满足国内法律以及征管实践要求的前提下，尊重符合条件辖区实施金额 B 的结果，以消除双重征税。即这些辖区一旦实施金额 B，与其存在双边税收协定的辖区做出政治承诺，将采取合理措施，根据金额 B 的计算结果消除双重征税。	中国属于包容性框架成员，但不属于政治承诺范围内所涵盖的辖区

详细内容

最新指南部分一：对符合经合组织/G20 支柱一金额 B 最终报告第 5.2、5.3 章节条件的辖区进行定义

- 最终报告第 5.2 章节（金额 B 定价 - 营业费用交叉检查）：**金额 B 最终报告中对于营业费用交叉检查提供了标准上限和下限比率，以及对于符合条件的辖区所适用的上限和下限比率，后者的上限高于标准比率。符合条件的辖区为低收入、中等偏下收入以及中等偏上收入的辖区。收入标准参照世界银行公布的标准来确定；

- **最终报告第 5.3 章节（金额 B 定价 - 针对合格辖区的数据有效性机制）**：金额 B 最终报告中对于在全球范围数据库中缺乏可比样本的辖区，会在使用定价矩阵的基础上，根据该辖区的主权信用评级，对于适用的营业利润率进行进一步调整。符合条件的辖区为其长期主权信用评级在 BBB+以下（含 BBB+）且在全球范围数据库少于 5 家可比样本的辖区。这些辖区并不包含任何欧盟国家。如该辖区没有长期主权信用评级且在全球范围数据库少于 5 家可比样本，并且符合世界银行公布的低收入、中等偏下收入以及中等偏上收入标准，也会被视为符合条件的辖区。

符合上述条件的辖区这两份名单请参见[最新指南](#)，对于这两份名单，经合组织会在其官网每五年更新一次。

值得注意的是，中国属于第 5.2 章节中符合条件的辖区，但不属于第 5.3 章节中符合条件的辖区。

最新指南部分一特别指出，这两份名单里符合条件的辖区并不代表其有义务或将会对金额 B 进行本地立法。

最新指南部分二：对政治承诺范围内所涵盖的辖区进行定义

包容性框架成员做出政治承诺，在满足国内法律以及征管实践要求的前提下，尊重符合条件辖区实施金额 B 的结果，以消除双重征税。即这些辖区一旦实施金额 B，与其存在双边税收协定的辖区做出政治承诺，将采取合理措施，根据金额 B 的计算结果消除双重征税。

政治承诺范围内所涵盖的辖区名单如下，该名单将会公布在经合组织的官网上。包容性框架将每五年审阅一次涵盖的辖区名单。

- | | | |
|--------------|---------|--------------|
| • 阿尔巴尼亚 | • 埃及 | • 尼日利亚 |
| • 安哥拉 | • 斯威士兰 | • 北马其顿 |
| • 阿根廷 | • 斐济 | • 巴基斯坦 |
| • 亚美尼亚 | • 加蓬 | • 巴布亚新几内亚 |
| • 阿塞拜疆 | • 格鲁吉亚 | • 巴拉圭 |
| • 白俄罗斯 | • 格林纳达 | • 秘鲁 |
| • 伯利兹 | • 海地 | • 菲律宾 |
| • 贝宁 | • 洪都拉斯 | • 圣卢西亚 |
| • 波斯尼亚和黑塞哥维那 | • 牙买加 | • 圣文森特和格林纳丁斯 |
| • 博茨瓦纳 | • 约旦 | • 萨摩亚 |
| • 巴西 | • 哈萨克斯坦 | • 塞内加尔 |
| • 布基纳法索 | • 肯尼亚 | • 塞尔维亚 |
| • 佛得角 | • 马来西亚 | • 塞拉利昂 |
| • 喀麦隆 | • 马尔代夫 | • 南非 |
| • 刚果（布） | • 毛里塔尼亚 | • 斯里兰卡 |
| • 哥斯达黎加 | • 毛里求斯 | • 泰国 |
| • 科特迪瓦 | • 墨西哥 | • 多哥 |
| • 刚果（金） | • 摩尔多瓦 | • 突尼斯 |
| • 吉布提 | • 蒙古 | • 乌克兰 |
| • 多米尼克 | • 黑山 | • 乌兹别克斯坦 |
| • 多米尼加共和国 | • 摩洛哥 | • 越南 |
| • 利比里亚 | • 纳米比亚 | • 赞比亚 |

涵盖的辖区名单将会每五年审阅一次。

需要特别注意的是，涵盖的辖区并不代表其有义务或将会对金额 B 进行本地立法。此外，中国属于包容性框架成员，但并不属于涵盖的辖区。

举例而言，如果中国企业与位于涵盖辖区的关联分销商发生产品购销交易，中国企业需要关注以下事项：

- 当地关联分销商是否符合金额 B 的合格基本分销商（eligible baseline distributors）标准？
- 该关联购销交易是否符合金额 B 的合格交易标准？
- 该涵盖辖区是否对于金额 B 进行本地立法？
- 中国作为包容性框架成员之一，是否会根据最新报告，对于该中国企业与关联分销商之间的关联交易，采取合理措施，以根据金额 B 的计算结果消除双重征税？

注意要点

最新指南对于中国的影响主要体现在以下方面：

- 尽管在最新指南部分一中，中国属于第 5.2 章节中符合条件的辖区，但由于第 5.2 章节指的是对适用金额 B 简化方法计算的回报再进行营业费用交叉检查，因此，如果中国不实施金额 B，则实质上不会受到第 5.2 章节的影响；
- 中国作为包容性框架成员国，如其他辖区适用金额 B，中国是否会尊重他国立法，并采取合理措施，根据金额 B 的计算结果消除双重征税，需要持续关注；
- 我们建议中国“走出去”企业在关注支柱二的影响之外，针对设立在上述涵盖辖区的分销企业，需密切关注当地对于支柱一金额 B 的立法进程，并开展金额 B 的适用性分析，包括对集团内已经实施的营销和分销安排进行审阅、识别潜在可能受到金额 B 影响的企业或者业务、结合财务数据就目前范围内交易或实体的利润水平与金额 B 定价矩阵中规定的目标利润率进行比较，以评估风险敞口；
- 根据普华永道的观察，在中国的转让定价实践中，部分税务机关在转让定价调查及预约定价安排审核中，已经对金额 B 的适用性开展研究。但对于金额 B 的适用是否符合独立交易原则尚未形成定论，并且各地税务机关对该问题存在不同的观点。

注释

1. 截止 2024 年 5 月，经合组织/G20 税基侵蚀及利润转移包容性框架的成员共计 147 个国家和地区，中国属于包容性框架成员。
2. 最新指南部分二，政治承诺范围内所涵盖的辖区符合的条件包括以下三项：
 - (1) 按照世界银行公布的标准，为中低收入包容性框架成员辖区，但不包括欧盟、经合组织以及 G20 成员国；
 - (2) 拓展至经合组织及 G20 成员国中的中低收入辖区，这些辖区需要满足第一条标准并且在 2024 年 3 月前向包容性框架表示希望实施金额 B（这些辖区包括阿根廷、巴西、哥斯达黎加、墨西哥和南非）；
 - (3) 任何满足第一条的非包容性框架成员辖区并且向包容性框架表示希望实施金额 B 的辖区。

由此可见，中国作为 G20 成员国中的中低收入国家，但并非政治承诺范围内所涵盖的辖区，表明中国并未在 2024 年 3 月前未向包容性框架表示希望实施金额 B。

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系普华永道中国转让定价服务团队：

中国内地

原遵华

+86 (21) 2323 3495
jeff.yuan@cn.pwc.com

唐恩亮

+86 (21) 2323 3756
paul.tang@cn.pwc.com

边疆

+86 (21) 2323 3149
john.bian@cn.pwc.com

马佳宁

+86 (21) 2323 8284
jenny.ma@cn.pwc.com

杨锋

+86 (10) 6533 3042
f.yang@cn.pwc.com

段云译

+86 (10) 6533 3687
tony.yy.duan@cn.pwc.com

利浩智

+86 (20) 3819 2170
vincent.li@cn.pwc.com

项南

+86 (755) 8261 8701
alex.xiang@cn.pwc.com

赵鸿

+86 (29) 8469 2661
jackie.zhao@cn.pwc.com

王雪霏

+86 (10) 6533 3263
eva.wang@cn.pwc.com

秦文超

+86 (21) 2323 2136
vincent.w.qin@cn.pwc.com

陈信克

+86 (21) 2323 1329
thinker.x.chen@cn.pwc.com

钟司亮

+86 (21) 2323 3393
silina.s.zhong@cn.pwc.com

苏添

+86 (512) 6273 1840
steven.su@cn.pwc.com

闫明

+86 (10) 6533 3638
jason.m.yan@cn.pwc.com

邸雅君

+86 (10) 6533 2805
winnie.di@cn.pwc.com

刘启源

+86 (755) 8261 8366
rhett.k.liu@cn.pwc.com

毛伟

+86 (755) 8261 8202
sam.w.mao@cn.pwc.com

徐闻

+86 (28) 6291 2018
william.xu@cn.pwc.com

梅静

+86 (21) 2323 8481
joyce.mei@cn.pwc.com

龚梅

+86 (21) 2323 3667
mei.gong@cn.pwc.com

殷小丽

+86 (21) 2323 1108
jessica.yin@cn.pwc.co

孙衍

+86 (21) 2323 2435
kenny.sun@cn.pwc.com

韩涛

+86 (898) 6860 8830
tao.han@cn.pwc.com

乐莹

+86 (10) 6533 3087
ying.yue@cn.pwc.com

蔡凌江

+86 (20) 3819 2380
kevin.lk.tsoi@cn.pwc.com

李玮嘉

+86 (755) 8261 8232
marc.li@cn.pwc.com

赵涵栋

+86 (571) 2807 6390
donny.zhao@cn.pwc.com

朱辉平

+86 (512) 6273 1917
henry.hp.zhu@cn.pwc.com

黄一鸣

+86 (20) 3819 2664
cherry.ym.huang@cn.pwc.com

香港

李筱筠
+852 2289 5690
cecilia.sk.lee@hk.pwc.com

吴慕荷
+852 2289 3662
tiffany.m.wu@hk.pwc.com

潘咏之
+852 2289 5675
wengee.w.poon@hk.pwc.com

Peter Brewin
+852 2289 3650
p.brewin@hk.pwc.com

谢文宪
+852 2289 3508
ali.mh.tse@hk.pwc.com

普华永道中国转让定价服务团队在中国约有 300 位全职的对经济、会计、法律及项目管理有丰富专业知识，及对各行业有充分了解的转让定价专业人员。我们的团队致力协助客户建立有效率的税务架构，以符合转让定价的合规要求、预备在税务审查时作出迅速应对、解决与税务机关的争议、并减低税务调整的风险。同时普华永道在全球的 100 多个国家拥有超过 4000 名全职的转让定价专业人员，致力于为客户提供全球性转让定价专业服务。



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2024 年 7 月 5 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。普华永道中国税收政策服务是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com